

休日・時間外に受診した際の医療費について

- ① 受付窓口が閉まっている時間外に受診された場合は、預り金をいただきます。保険証の提示がある場合とない場合で預かり金の金額が変わりますのでご注意ください。
- ② 後日、「金銭預かり証」と「保険証」をお持ちの上、受付窓口にお越しください。診療費を計算の上、差額分をお支払いいただきます。診療費が預り金に満たない場合は、返金いたします。

※受診日から1週間以内に、受付窓口でご精算ください。

区分	預り金
保険証の提示がある場合	5,000 円
保険証の提示がない場合	10,000 円

生活保護、重度障害など、通常自己負担が発生しない方も、休日・時間外に受診された際には預り金が発生いたします。後日、受付窓口にて保険証をご提示いただいた時に返金させていただきますので、予めご了承ください。